

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(分析証明書の保有)</p> <p>第九条 事業者（中間処理業者を含む。次条において同じ。）は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含み、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及び自動車等破砕物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第六条第一項第三号イ(1)に規定する自動車等破砕物をいう。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）について、次に掲げる事項の分析証明書を保有しなければならない。</p> <p>一・二略</p> <p>三 有害産業廃棄物（有害物質（カドミウム、シアン、有機燐化合物、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、一・四―ジ</p> | <p>(分析証明書の保有)</p> <p>第九条 事業者（中間処理業者を含む。次条において同じ。）は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含み、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及び自動車等破砕物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第六条第一項第三号イ(1)に規定する自動車等破砕物をいう。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）について、次に掲げる事項の分析証明書を保有しなければならない。</p> <p>一・二略</p> <p>三 有害産業廃棄物（有害物質（カドミウム、シアン、有機燐化合物、鉛、六価クロム、砒素、水銀、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びダイオキ</p> |

オキサン及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下この条及び第二十条第二項第一号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）が、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号。以下この号において「有害判定基準」という。）に定める基準を超えて溶出するおそれのある産業廃棄物をいう。）を排出するおそれのある工場又は事業場から排出される産業廃棄物にあつては、当該産業廃棄物に含有されるおそれのある有害物質の区分に応じ、それぞれの有害物質に係る次に掲げる事項

イ 略

ロ 有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、一・四―ジオキサン及びダイオキシン類 有害判定基準に定める方法による検出値

2
略

シン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下この条及び第二十条第二項第一号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号。以下この条において「有害判定基準」という。）に定める基準を超えて溶出するおそれのある産業廃棄物をいう。以下同じ。）を排出するおそれのある工場又は事業場から排出される産業廃棄物にあつては、当該産業廃棄物に含有されるおそれのある有害物質の区分に応じ、それぞれの有害物質に係る次に掲げる事項

イ 略

ロ 有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン、一・三―ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及びダイオキシン類 有害判定基準に定める方法による検出値

2
略